



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



遺産承継業務のご案内

今月号では、遺産承継業務をご案内いたします。

遺産承継業務とは、相続人の皆さまのご依頼により、当事務所の司法書士が遺産管理人（遺産整理受任者）として、お亡くなりになった方の不動産・預貯金・株式等の相続財産を遺産分割協議の内容に従って各相続人へ承継させる手続きのことを言います。

司法書士というと、一般に登記の専門家というイメージがあるかと思いますが、不動産の名義変更（相続登記）はもちろんのこと、預貯金の解約手続きや、証券会社での株式名義書換手続きを司法書士が代理人として行うことができます（※預貯金の解約手続等を代理するには相続人全員からご依頼が必要です）。

戸籍の収集や、銀行・証券会社等での相続手続きを相続人がご自身で行うことは、非常に手間と労力がかかります。

相続が発生すると、ご遺族の悲しみが癒える間もなくこれらの様々な法的手続きが必要となります。

遺産承継業務では、当事務所が窓口となって、相続に関する煩雑な手続きを一括でお引き受けすることにより、不動産の相続登記をはじめ、相続人調査のための戸籍謄本の収集や遺産分割協議書の作成、預貯金・有価証券の名義変更など、面倒な相続手続きをまとめて代行することができます。

こんなことでお困りの方は、是非、ご相談ください。

- 平日に時間を割いて役所や金融機関を回るのが難しい
- 昔の戸籍をどうやって集めていったらよいか分からない
- 相続人の中に所在不明・音信不通の方がいる
- 交流のなかった親族に連絡して相続の話をするのが気詰まりだ

遺産承継業務では、役所や金融機関の対応は、すべて司法書士が行います。そのため、相続人の皆さまに時間を割いて窓口に行く必要はありません。

また、相続手続きに必要な範囲の戸籍を、もれなく司法書士が集めて、収集した戸籍をもとに親族のうち誰が相続人なのかを特定いたします。

音信不通や所在不明の方がいる場合も、住所を調査し、手続きが円滑に進むようにお手伝いすることも可能です。他の相続人への連絡や書類の作成・発送・とりまとめも、司法書士が窓口となって進めることができます。また、財産の分配結果や計算についても、司法書士から相続人の皆さまに責任をもってご説明いたします。

相続手続きでお悩みの方は、是非、ご相談ください。

当事務所が煩雑な相続手続を一括してお手伝いいたします。



昔の借金について

債務の支払いを様々なご事情でストップしてから、数年あるいは10年以上経過してから多額の損害金を付した請求書が消費者金融や債権回収会社から送られてくることがあります。また、請求してくる債権者はもともと貸付けを行った債権者とは限りません。債権を譲り受けたとして聞いたことのない業者からも請求がくることもあります。このような場合、債権が時効により消滅している可能性が高いです。消滅時効の援用の通知を送ることで、借金を支払う必要がなくなる場合があります。

最後の返済から5年が経過すると消滅時効が成立します。

ただし、時効期間が経過したとしても、消滅時効の「援用」をしなければ、借金を消滅させることはできません。「援用」とは、時効の利益を受けることを相手（消費者金融や債権回収会社）に伝えることを意味します。

消滅時効の援用は、時効を援用したことを証拠として残すため、配達証明付きの内容証明郵便で行います。

ただし、せっかく消滅時効の期間が満了していても、業者から督促状が届いて「1000円でも良いから、払えるだけで良いから払ってほしい」と言われ、言われるがままに1000円だけ支払ってしまうと、時効援用権を失ってしまいます。この場合、1000円を支払ったときから5年間は時効の援用ができなくなる可能性があります。

また、支払を猶予するように業者に対してお願いすることも債務の承認となるおそれがあり、時効が更新されて時効期間は振り出しに戻ってしまう可能性があります。

したがって、長期間支払いをストップしていた業者から請求書が届いた場合、業者に連絡をする前に、請求書の内容をよく確認し、司法書士や弁護士に相談することをおすすめします。なお、消滅時効期間については、債権の成立した時期や種類により期間が異なりますので、詳しくは当事務所までお問い合わせください。

富良野岳 登山

こんにちは、高井です。8月11日の山の日、富良野岳に登山に行ってきました。十勝岳温泉の登山口から出発し、富良野岳→三峰山→上富良野岳→上ホロカメットク山→上富良野岳→十勝岳温泉に戻ってくるルートで登りました。

富良野岳は、標高1912mありますが、登山口である十勝岳温泉が標高1300mに位置しているため山頂までの標高差は650mほどです。登山道も整備されており、私のような運動不足の者でも安心して登ることができます。

今回、楽しみにしていたのが、富良野岳から上ホロカメットク山までの稜線を歩くことです。この日は天気も良く、遠くに聳える十勝岳に向かって稜線を歩く眺望は絶景でした。高山植物も咲いており、歩いていて飽きることはありません。そして、上ホロカメットク山まで到着すると、目の前には富良野岳とはまた違った迫力のある十勝岳の姿を目にすることができました。

コースタイムは7時間。久しぶりの長時間の山登りとなりました。下山後は近くの白金野営場でキャンプをし、余力があれば翌日も登山をしようと考えていましたが、朝起きると激しい筋肉痛だったため登山は諦めて早々に家に帰ることにしました。

まもなく9月になりますが、雪が降るまでの間、夏山登山を楽しもうと思います。



右奥が富良野岳（上富良野岳付近から撮影）

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

